

マグネシアの国——その一

池田美恵

五〇年前にバーネットがプラトンにおける『法律』の重要性を指摘して、その顧みられることのみならず、五〇年の歳月は『法律』のすぐれた研究、翻訳、注釈を生んだ。とはいえ、その重要性からみれば、バーネットの嘆きはいまだに解消されたとは思われぬ。多くの場合、『法律』はその資料的価値のゆえに重視されるにとどまり、その思想的価値に関しては、『国家』の陰に隠れて単にプラトン哲学の附録とみなされがちである。その未整理で断片的な記述、晦渋な表現、そこにしばしばみられる繰返しや前後の矛盾に、ひとは作者の老いの衰えを指摘する。たしかにその表現には、かつての文体の持つ力強さや流麗さは失われ、その記述は頗る断片的で前後の脈絡を欠く場合も多い。それは作者の老齡からくる衰えによることもあろうし、またこの作品が作者の最終的仕上げを経していないという事情に帰せられるものもある。しかし表現の衰えはそのまま思想の衰えを意味するものではない。『法律』の魅力は政治、法律、教育、道徳、宗教、日常生活等、人生の万般にわたっての、豊かな経験に裏づけられた老人の楽しい知的おしゃべりにあって、そこに体系的思想を求めるときではないのだろうか。いやそうではない。われわれは『法律』はおけるさまざま具体的な提言の背後に、一つの統一的世界観を求めるときではないか。作者のそれまでのすべての思想がそこに流れこみ、個々の問題が繰返し問い直され考え直されて到達した一つの世界観が、一見雑然とした記述の背後に厳然として横たわっているとみるべきではないか。ただそれはあくまでも背後に想定されているものであって、作品そのものうちに語られてはいない。それは『法律』を読むわれわれによって見出だされ、作者に代って語られるべきものとしてそこに潜んでいる。そしてこの『法律』においてプラトンが到達した究極的立場に立って、初期以来の諸對話篇を振り返ってみるとき、われわれは時間的パースペクティヴにおいてそれらの

対話篇の意味を再把握することができよう。殊に『法律』において、プラトンはその生涯の思索と体験をこの一書に凝集しながら、しかもそれを国家における行政、司法、教育の諸制度というようなものとも具体的な形において述べている。ここでは諸々の思索は単に抽象的な概念としてではなく、概念の骨組みが豊かな肉付けを与えられて、万人に近づき得る姿において語られている。そこにわれわれは、空気の抵抗のない真空の中でならもとうまく飛べるだろうと思う鳩のように、感覚界を捨ててイデアアの翼に身を託す夢想家ではなく、この上なく透徹した眼をもつて混沌とした現実を分析し、数々の実現可能な改革の方策を提示する哲学者の、真の面目を見ることができよう。『法律』は作者の衰えを示すどころか、むしろ七〇才を過ぎてから、みずからの哲学を単に抽象的な理念に終らせることなく、たとえロゴスの上であるにせよ、具体的な国家の建設という骨の折れる仕事に取り組んだ、その勇氣と疲れを知らぬ強靱な精神力を示すものである。この、プラトンがわれわれに残したいわば最後の遺言に、われわれは現代の問題を解く多くの示唆を見出だし得ることを信じる。ただそのためには、まず彼自身をして語らしめ、その言葉を忠実に理解することから始めなければならない。『法律』は、特にその内容が具体的な政治の問題なるが故に、それを読む人びとは、しばしばあらかじめ特定の政治的立場をその中に読みこんで、それと矛盾する言葉は、たとえそれが明白に語られていても無視することによって、仮空のプラトン像をつくりあげて、彼を全体主義の唱導者として非難したり、あるいは逆にプラトンを不可侵の祭壇に祭りあげて、その神聖を犯すかにみえる彼自身の言葉はすべて無視してしまいがちである。どちらの立場も読む人自身に自己満足を与えるだけであることは言うまでもない。われわれはまずプラトン自身の語るところを、特に一見相互に矛盾しているようにみえる言葉を理解するところから始めなければならない。

さて、『法律』と『国家』とを比較して、ひとはしばしば次のように言う。『国家』において哲人政治の理想を掲げたプラトンは、その後のシケリアでの経験によって理想の実現に絶望し、『法律』において次善の国家を描くに至った。しかし両著作のあいだにおいて、プラトンの政治思想が根本的に変化したとは思われない。たしかに一読するとき両者は頗る異なっている。しかし現象形態における相違は思想の変化にもとづくものではなく、同一の問題を扱う際の扱い方の相違によるものである。いまさら言うまでもないが、プラトンは『弁明』において自分を哲学に赴かせたものが何であるかを語った。それは世の人の眼には敗北者と映じるソクラテスが実は勝利者であること、無力にみえる哲学者が実は世のいわゆる実力者たちよりも遙かに強力であることを証明することであった。ソクラテスは現実のポリスの中に遂に生きることができなかつたが故に、ソクラテスがそこで生きることのできる場所へとポリスを改革しなければならぬ。このためにプラトンは哲学の支配による国家

を言論の上でつくってみせた。しかし『国家』を書いたときに、そのような国家が現実には不可能であることを彼が知っていたのは言うまでもない。われわれがこれまで、正義とはそれ自体としてどのようなものであるか、また完全に正しい人間がいるとしたらそれはどのような人間であるかを探求してきたのは、模範 (*κατάδειγμα*) を求めるといふ意味においてであって、そのような模範が現実に存在し得るといふことを証明するためではない、と彼は明瞭に述べている (『国家』472C~D)。理想はあくまでも理想であって、それが実現可能であるか否かは問うところではない。いなむしろ、理想は実現不可能なるが故に理想なのである。現実の世界には完全なるものは何ひとつとして存在し得ない。現実の世界にあつては、自由はつねに放縱を伴い、美はつねに野獸性と同居する。地上的なものによって汚されないが故に理想は理想であり得るのであり、同時に人間がこのような超越的価値を持つことによって、現実認識は単なる現実追隨ではなく現実批判になり得るのである。プラトンはイデアの超越性を知るが故に、現実を直視する眼を持つことができたのである。

『法律』の執筆にあたっては、プラトンのこのような考え方にはいささかの変化もない。将来の計画をたてるにあたっては、自差す理想がどのようなものであるかを示すべきであつて、その際たとえ実現不可能であつても、もっとも立派な、もっとも真実な点を何ひとつ落としてはならぬ (746B~C)⁽¹⁾。国家の建設について語る際にも、もっとも正しいやり方は、最善の国制、第二の国制、第三の国制について語り、それぞれの国の建国の責任者に選択を委ねることである (739A~B)。そして彼は『国家』において理想を理想として描くことに重点をおき、『法律』において現実のポリスを少しでも理想に近づけるための実現可能な改革に重点をおいた。このようにみればプラトンがシケリアでの体験によって自らの政治理想において挫折し、最善の国制を放棄して次善の国家の建設に向わざるを得なかつたというような理解は成りたない。シケリアでの失敗は当然予期された出来事であつて、それは彼の哲学に何ら変化をもたらしものではなかつた筈である。強いて言えば、現実の失敗は彼をして絶望的とも言う状況の中にあつて、再度自らの政治理想を弁護せんとする勇気を奮立たせたとも言ふべきか。いまも述べたように、理想は現実の批判を生み、現実の批判は当然現実の改革を意図せしめる。この意味で『国家』の書かれた時点において、当然改革のための具体的提言としての『法律』のような作品は書かれるべきであつた。ただその執筆のためには、多くの国々の既存の諸制度を比較検討し経験によって吟味しなければならず、これは長い歳月を必要とする労苦に満ちた仕事であつた。こうして『国家』と『法律』とはいわば表裏一体をなすものであつて、『国家』なくして『法律』は生まれなかつたし、また『法律』を伴うことなくして『国家』は空虚とは言わないうまでも完全ではない。

両者の比較についても一つ触れておきたい点がある。それはプラトンが『国家』において哲学の支配という哲人政治の理想を掲げ、『法律』においてそれを捨てて法の支配という現実的な次善の策を取るに至ったのかという問題である。プラトンは人間にとっての法律の必要性を説き、法律なくして人間は獷猛な獣と少しも変らない、なぜなら人間が真に国家公共の利益を個人の利益に優先すべきことを知ることは頗る困難であり、たとえ知識としてこのことを知ったとしても、絶対の権力の座にあって、なおかつこれを実行し得るほど優れた素質に恵まれた人は、ひとりとしてあり得ないからと言う。そして彼はさらに言葉をつづけて、もし神の恵みによってそのような人間が絶対的支配者の地位につくことができたとしたら、そのときには法律は無用なものとなる、知性はすべてのものの支配者であるからとしている(875A~D)。ここで知性の支配は明らかに法律の支配に対比され、前者が現実には不可能なるが故に次善の策として後者を選ばざるを得ないとされている。しかし本当に哲学と法律とはそのように対立するものであろうか。法律とは知性の行なう規制であり(714A)、操り人形の比喩を借りるならば、それは人間を操るさまざまな糸のうち、思考能力という黄金でつくられた神聖な導きなのである(645A)。この意味で法律が哲学に矛盾するどころか、哲学は法律にとって本質的なものである。プラトンは哲学の支配から法律の支配へと変化したのでもなければ、対立するものとしての法律と哲学とを統合したのでもなく、もともと法律と哲学とのあいだに本質的な対立は存在しない。『国家』においても哲学の支配は法律の支配を拒否するものではない(『国家』458C)。法律は哲学の政治的表現であり、哲学の支配は法律を通して始めて実現される。他方『法律』においても、法の支配が哲学の支配にとって代ったわけではなく、『法律』における哲学的知性は、立法者とこの国におけるその後継者である夜明け前の会議に具体化されている。

さていよいよ『法律』の国そのものの考察に入るわけであるが、たとえばどのように立派な法律が制定されてもその運用を誤るならば、法律は世のいわゆる現実主義者たちの言うように、そのときどきの権力者たちの道具になるから(889E~890A)、まず最初に、プラトンがこの国の建設にあたって、法律の正しい運用のためにどのような諸条件を整備したかを、政治体制、行政組織、司法制度の三つの領域に分けて考察することから始めよう。

第一に政治体制の問題であるが、プラトンは彼の法律を付与するための国家として、どのような国を考えていたのであろうか。この点について、彼は現実存在する国家の中から一つのモデルを選んで、それを考察することから始める。その国とはスパルタである。彼のスパルタへ

の関心は、決して彼の友人、縁者の中に親スパルタ派が多かったというような卑近な理由によるものではない。また彼のスパルタへの関心が決して単なるスパルタ一辺倒でなかったことは、スパルタの教育が勇敢な兵士をつくるためのものであってすぐれた支配者をつくるためのものではないとか、勇気が唯一のスパルタ的道德であるとかいう言葉からも明らかである（666E～667A）。では彼が『法律』の国の国制を考える際に、まずモデルとしてスパルタを取りあげたのは何故か。彼が評価するのはスパルタの政治の安定性である。では彼はその安定性の秘密をスパルタの国制のいかなる点に見出したのか。ここで彼はドリス人の建国の歴史を振り返る。彼らはアルゴス、メッセネ、スパルタの三国を建設したが、その際に支配者と被支配者とのあいだに現状維持の契約がかわされ、あわせて、一国においてこの誓約が破られるときには他の二国が協力してこれにあたるのが誓われた（684A～B）。しかし言葉の上での誓いなど一片の反故に過ぎなかった（691A, 692B）。ではメッセネとアルゴスが忽ちのうちにその国制や法律を破壊したのに対し、スパルタのみが国家として存続し得たのは何故か。一体プラトンは国家滅亡の原因を奈辺にありとするのか。王国が覆されるとか、あるいは何らかの支配権がかつて覆されたとかいうとき、それは王や支配者自身以外の誰か他のもの手によってなされたことはない（688E）。一般の考え方からすれば、一国の滅亡は力の欠亡に起因する。そしてこのような考え方の背後にあるものは、より多くを求めること（*πλεονεξία*）、すなわち飽くなき力への意志の肯定である。そしてこれこそプラトンがカリクレスやトラシマコスのような人々に対して、長いあいだ戦いつづけてきたものなのである。すべての力は果しなく拡大しようとする傾向を自らのうちに蔵している（697D）。この故にすべての力は破滅への萌芽を自らのうちに宿している。アテナイ帝国の敗北は力の衰退によるものではなく、果しない拡大を求める力を唯一絶対の原理としたところにある、とプラトンは考える。彼の権力意志との対決は、権力の埒外にある人間の権力否定でないことは言うまでもない。彼の権力との対決は、自らの外にある異質的なものとしての力の立場との対決ではなく、自己自身の内なるものとの対決である。彼は権力政治のただなかにあって権力を拒否した。最初から権力と無関係なところにおかれた人間が権力を拒否してみたところで、それは滑稽でしかない。すべての戦いのうちで、もっとも苦しい戦いは自己との戦いであるという、たびたび繰返される彼の言葉はこのことを意味しているとみることができよう。

一国の統治にあたって支配者の知性に頼ることがいかに不確かであり、支配者が権力を濫用しないという保証がいかに乏しいかを彼は熟知していた（691C～D, 714A）。およそ人間の身で驕りや不正に満たされることなしに、人の世のこと一切を自らの力をもって支配することので

きるほどの者は一人としてない (T13C)。ダイモーンが支配したというクロノスの時代を別にして、神ではなく誰か死すべきものが支配するかぎり、いかなる国家も不幸や労苦を免れるすべはないのである (T13E)。ひとたび権力を手にするとき、墮落の道を辿るのは人間の避け難い運命である。この人間の逃れ難い弱さ、殊に才能に恵まれた人間が、その才能の故にいかに権力の誘惑の前に弱いものであるかの数多くの実例を、プラトンはおのれの周囲に見た。若き魂、有能な若き魂にとってこの危険は特に大きい。プラトンにとって墮落はまず個人の魂の中に始まる。個人が国家に従属するのではなく、逆にすべての徳も悪徳もまず個人の魂の中に始まるのである。

人間性に内在するこのような弱さの認識に立って、それに対する防壁を国家体制の中にどのような形で築くべきかというのが、新しい国家の建設にあたって第一に問われるべき事柄であった。そして彼はスパルタの国制の中にそれに対する解答を見出した。しかしスパルタがそのような国制を持ったのは偶然もしくは神意によるものであって、当時の立法者は誰ひとりとしてそのことを予知し得なかった (G91B)。ではここでいうスパルタの国制の特色とは何か。一つにはスパルタでたまたま双生児に始まる二王家がたがいその力を制限しあったこと、さらにリュクルゴスに帰せられる長老会と一年任期で人民のあいだから選出される監督官の存在によって、スパルタが安定した王権、老年の思慮、民主的勢力という当然混合されるべき要素から混合されていたことである (G91E~G92A)。プラトンはスパルタから学んだものはスパルタの制度そのものではなく、この混合の原理である。複数の勢力がたがいに牽制し合うことによって、一つの勢力が限度を越えて強大になることを防ぎ勢力の均衡を保つ、いわゆるチェック・アンド・バランスの原理が、スパルタ国家の存続の秘密であることをプラトンは発見した。ではこの勢力均衡理論を『法律』の国において彼はどのような形で実現しようとしたのか。先に述べたように言葉の上での誓約がいかにあてにならないものであるか、また支配者の知性に頼ることがいかに不確かなものであるかを知り抜いていたプラトンは、専制化への防壁を制度として確立することの必要性を痛感していた。強大な支配権や混合の形を取っていない支配権を立法によって設定してはならない、なぜなら国家とは自由なもの、思慮あるもの、みずからのうちに友愛を保つものでなければならぬからと彼は言う (G93B)。

では『法律』の国においてどのような形の混合制が考えられるべきなのか。そこで混合されるべき要素とは何なのか。ここでプラトンは再び歴史のうちに教訓を求め、まずペルシアの歴史は僭主制の功罪をもっとも端的に示している。キュロスの下において隷属と自由とを適度に保持していたペルシアが衰頹した原因は、あまりに民衆から自由を奪い限度以上に専制的要素を持ちこみ、もって国家内部の友愛と公共の心とを

破壊したことにある(694A~695E, 697C~D)。これに反しアテナイの現状は、何ものにも拘束されない完全な自由が、他者による適当な限度をもった支配よりも遙かに劣っていることを示している(698A~B)。ペルシア戦争当時のアテナイ人は、慎しみの心から自発的に法に服従し、さらにペルシアの脅威は、国民の法と支配者とに対する服従を強め、その結果として、国民相互のあいだに強い親愛の情を生ぜしめた。これが絶望的とも言うべき戦いにおいて彼らに勝利を得させた所以のものである。その後アテナイは、ペルシアと反対に民衆を全くの自由へと走らせたが故に滅びた。かつて法律の従僕であった民衆は法律の主人となった。人びとは自分が一切の尺度であると思ひ込み、畏れを知らぬ者、恥を知らぬ者となった。そしてこの無制限の自由は遂には法に服従しない自由、神を信じない自由となった。以上の歴史の教訓から、プラトンは『法律』の国の国制は、王制と民主制との混合でなければならぬと考える(756E)。一方において強力な支配体制を確立しながら、他方において僭主制への転落を防ぐために、別の言い方をすれば、法が支配階級の利益に奉仕するのではなく全体の利益に奉仕するために、行政および司法の諸機関がどのように構成され、それらが相互に牽制し合いながら、どのように運営されるべきか、それが次に考察されるべき問題である。

まず行政組織の問題から取りあげよう。この国にはどのような種類の官職があり、それぞれの役人はどのようにして選出され、いかになる権限を持ち、またその力がどのようにして規制されるのか。本書に述べられている官職のうち主なものは、第六巻の護法官、政務審議会とその執行部、軍事関係の役人(將軍、騎兵隊長、部族騎兵隊長、部族歩兵隊長)、宗教関係の役人(男女の神官、神事解釈者、神殿の財務官)、警察関係の役人(都市保安官、市場保安官、地方保安官)、教育関係の役人(教育監、音楽および体育の教育および競技の担当者)、選拔裁判官と、第十二巻の監査官とである。しかし以上でこの国における官職のすべてが尽くされているとは思われない。監査官に関する箇所、官職全体を十二の部門に分けて云々(946C)と云われているが、その分け方如何によっては本書にあげられていない官職もかなりあるものとみなさなければならぬ。またここにあげられている官職についても、その記述は詳細な部分もあれば省略されている部分も多い。このことはプラトンが、行政組織全般にわたって体系的に記述することを意図しているのではなく、アテナイの現行の制度にはないもの、あるいはあってもその運営にあたって改革の必要を認めているもののみについて、比較的詳述していることを示しているものと解される。ここでは先に述べた国制の二つの要素、すなわち国家における民衆の自由の保障と自由の行き過ぎの防止とが、制度の上でどのように実現されているかという観点に立って、特に

重要と思われる次の三つの点を考察しよう。それは(一)役人の選出方法、(二)その執務監査、(三)護法官についてである。

まず役人の選出方法について。すぐれた法律が適当な役人の手に委ねられるならば、国家はよく治められる。従って民衆の政治への参加は、役人の選出にその大半があると言っても過言ではない。この国では、役人のうち比較的重要性の乏しいものは直接の上司が自分で任命する場合もあるが、重要な役人はすべて選挙による。では誰が誰をどのような仕方を選ぶのか。まず被選挙資格であるが、役人の候補者になる権利、というよりはむしろ義務は、原則としてすべての市民に課せられており、若干の官職に限って、年齢、財産その他の制限が設けられる。年齢制限については、一般に男子三〇才、女子四〇才以上とされ、特に思慮と経験とを必要とする重要な官職として、教育監、監査官、護法官にかぎり、五●才以上とされる。また神官および神事解釈者は六〇才以上、コロスの競演の審判官も専門の知識が必要とされるため四〇才以上とされている。次に財産制限については、神殿の財務官と都市保安官は第一階級に限られ、市場保安官は第一、第二階級から、体育競技の審判官は第二、第三階級から選ばれる。その他の資格制限としては、先のコロスの競演の審判官が専門の知識を持つことが要求され、教育監が護法官から、選抜裁判官が各官職から一名ずつ選ばれるという制限があるのみで、その他の官職については、すべての市民が候補者としての資格を持つ。また選挙人資格についても、被選挙人と同様原則的には全市民が選挙権を持つ。例外として、教育監は政務審議会とその執行部を除く全役人がこれを選び、また専門職である軍職に関しては、騎兵隊長、部族騎兵隊長は騎兵全員が、部族歩兵隊長は重装歩兵がこれを選び、コロスの競演の審判官は、音楽の愛好者として特に認定された者たちによって選ばれる。

選出の方法は大別して二つに分けられる。すなわち(一)選挙によるものと、(二)くじによるものがあり、前者はさらに二分され、(a)純粹に選挙によるものと、(b)あらかじめ選挙によって選ばれたものうちから、さらにくじによって選ぶものがある。後者(b)はアリストテレスの用語を借りれば、*καρποτοί ἐν κροπότῳ*⁽⁴⁾〔政治学』1298b9〕である。選挙の手段は挙手によるものと投票によるものがあり、後者はさらに記名式と無記名式とに分かれる。『法律』の国の諸役人のうち、純粹にくじで選ばれるのは神官のみである(759C)。⁽⁵⁾一bにあたるものとしては、まず都市保安官、市場保安官⁽⁶⁾があり、これらは全市民があらかじめ挙手によって候補者を選出し、その中からさらにくじによって半数を選び出す(763D~E)。音楽・体育競技の審判官も、同様に挙手選出とくじを併用する(764E~765C)。政務審議会議員の場合は、選挙は二段階に分かれ、最初の四日間に各階級から候補者の指名が行われ、五日目にこれらの候補者リストの中から、投票によって各階級毎に上位一八〇名ずつを選

び、さらにくじによってその半数を取る(756B~E)。次に純粹に選挙によるものであるが、軍職はアテナイでもくじによらなかったが(『アテナイ人の国制』第四章一節)、この国でも將軍と騎兵隊長は護法官の選んだ候補者リストから、部族騎兵隊長と部族歩兵隊長とは將軍の選んだ候補者リストから、それぞれ挙手によって選ばれる(755B~756B)。神殿の財務官の選出方法も將軍の場合と同様とされている(760A)。次に護法官は全市民によって三回の選挙によって選ばれる。監査官の選出方法はさらに複雑であり、第一回の投票によって選ばれた者の半数を残し、この半数についてさらに投票を行なってふたたびその半数を残し、同様の投票を繰返すことによって最後に三名を選ぶ(945E~946C)。

これらの役人は選ばれると、すべて資格審査をうけなければならない。この審査は誰によってなされるのか。アテナイでは資格審査は政務審議会もしくは陪審廷で行われたが、最終的には陪審廷が決定権を持った(『アテナイ人の国制』第五十五章二節)。「法律」では資格審査の機関が何であるかが明示されているのは、教育監の選挙と、建国当初の護法官の選挙⁽⁹⁾ および選拔裁判官のそれ⁽¹¹⁾ についてのみであるが、これらの場合はいずれも選挙母体が審査にあたりとされている。特に明示されていない他の場合についても、もし以上の三例から類推することが許されるならば、やはり選挙母体によって審査が行われるということになろう。しかし選挙母体は多くの場合市民全体であるから、実際問題としては無理であり、選挙の管理にあたる政務審議会ないしその執行部が護法官と協力してこれにあたりと考えるのが妥当であろう。また審査内容であるが、神官について彼自身および父母が神事にかかわる犯罪に汚されていないこと(759C)、音楽競技の審判官について専らその専門家としての能力が問題にされること(765B)、を除いては特に明示されていない。この点、アテナイにおけるそれ(『アテナイ人の国制』都五三章三節)から類推すれば、選出された者が正当な市民であるか、市民としての義務を果しているか、またその品性において非難されるところがないか、というような一般的な審査にとどまるものと推測される。

以上この国における役人選出の方法の概要を述べたが、次に特に注目すべきいくつかの点をあげよう。プラトンの時代において、アテナイでは役人の選出はくじによるのが通例であったが、『法律』の国ではくじはむしろ例外的である。当時の社会通念からすれば、くじは民主制的であり、投票は寡頭制的であった(『政治学』1294b8)。しかしプラトンによれば、国家の役人たるものはその性格と知識とにおいて特にすぐれ、法に対する忠誠心において衆に抜kindでたものでなければならぬ。役人をくじによって決めるのは、医者や船の蛇取りをくじによって決めるのと同じように愚かなことである。政治が技術的知識である以上、役人の選出はくじではなく選挙によるべきであるし、その選挙は専門の知識

を有する特定の銓衡機関に委ねるのがもっとも望ましい筈である。しかしプラトンは以上にみたように、若干の例外を除いて、選挙を全市民の手に委ねる普通選挙の形を取った。これは何故であろうか。選挙人が多数であれば、買収その他の不正工作が困難であるという卑近な理由もあるが、根本的には大多数の人びとはみずからすぐれて有徳であることはできなくても、他人が善き人であるか否かを見分ける能力を持っている(750B)という考え方から、彼は敢えて普通選挙を選んだ。役人の選出にあずかることなくして、国民は真に国民たるの自覚を持ち得ないであろうから。では何故彼はくじによる方法を残したのか。くじによって役人を選ぶのを愚かな、不当な、悪平等の最たるものだとしながら、何故この国においてくじを残したのか。それには二つの理由が考えられる。一つはこれは、プラトンの一種の妥協である。すなわち、くじをもって民主制の、政治的平等のシンボルとする一般民衆の感情に対する妥協である。彼は二種類の平等を区別する。一方はすべての人に等しいものを与える平等であり、他方はそれぞれの人にその本性に応じて適当なものを与える平等である。人間にとって後者の判定能力はほんの僅かしか与えられていないが、政治的正義とは正にこの意味での平等を目差すものでなければならぬ。にもかかわらず民衆の不満を避け、国内に内紛の起るのを防ぐためには、ときとして前者の意味での平等を用いることもやむを得ないと彼は言う(757B~E)。これは民衆の愚かさに対する妥協である。この故に彼は、教育監、護法官、監査官というもっとも重要な役人、ならびに特に専門的知識を必要とする軍関係の役人を除いて、他の官職の選出にはくじを加味するが、この場合にもまず選挙によって適任者を選んだ上で、その中からさらにくじによって選ぶという方法を取ることによって、不適格者が役人になることの弊害を防いでいる。くじを用いるもう一つの意味は、くじが神意を知る方法であるという伝統的考え方にもとづくものである(759B~C)。この故に、プラトンは神官の選出にあたっては専らくじを用いる。しかし宗教関係の役人であっても、その任務が頗る広汎で世俗の領域にもかかわりを持つ神事解釈者の選出にあたっては、あらかじめ選挙によって選ばれた者たちのうちから、デルポイの神託によって最終的に決定する(759D~E)。なお選挙に關してもう一つ注目すべき点是对立候補の指名(ἀντιπρόσβουλος)である。先に述べたように、年齢その他の資格制限があるとしても、一般に市民全員が被選挙権を持つ。では、この有資格者全員が候補者リストにのせられるのであるか。それとも選挙の都度、その中から若干名を選んで候補者リストを作成するのであるか。もし後者だとすれば、誰がどのようにして候補者リストを作成するのか。選挙の際にあらかじめ候補者指名がなされ、指名された候補者に対して選挙が行なわれることが明示されているのは、次の四つの場合である。(一)都市保安官と市場保安官(763D~E)(二)音楽の競演の審判官(765B)(三)將軍、騎兵隊長(755C)(四)部族騎兵隊長

部族歩兵隊長 (756A)。この場合候補者指名を意味する言葉は *εἴς τινος προσβολήν πολεμίου, προσάλλεσθαι* であるが、この *προσβολή* に対するのが *δυσπροσβολή* である。この対立候補の指名とはどのような手続きなのであろうか。それが明示されている將軍の選挙の場合についてみると、市民は誰でも、候補者リストにあげられているうちの誰か(たとえばA)よりもっと適当だと思ふ人(B)があれば、宣誓の上でAの代りにBを候補者として推薦することができる。この場合A、Bいずれを候補者リストに加えるかは選挙人たちの挙手によって決定される(756C~D)。なおこの対立候補の指名に似たものに異議の申し立てがある。これは護法官の選挙に関するが、第一回の記名投票の際、各選挙人が祭壇においた投票札に対し、希望者は誰でも、その中から異議のある名前が書かれている札を取り出してアゴラーにおくことができる(753C)。こうして異議ありとされた札を、どのように処理するかについては何も語られていないが、先の將軍の場合の対立候補の扱い方から推測すれば、異議を認めるか否かは、選挙人たちの挙手によって決定されるものと思われる。このような対立候補の指名、および候補者に対する異議の申し立てが、ここにあげられた以外の場合にも行われるのかどうかは分からないが、ともかくもそれは頗る民主的な方法だと言わなければならぬ。

ところで、たとえいかに役人選出の方法に関して工夫がこらされ、すぐれた役人が民意によって選ばれたとしても、彼らがいったん何らかの権力の座についたとき、誘惑にかられ、過ちを犯さぬという保証はない。それに対してどのような対策が講じられているか。プラトンは現行のアテナイの執務監査の制度を取りいれる。すなわちいかなる裁判官も役人も、その退任にあたって執務監査をうけることが義務づけられる(761E)。しかしアテナイのそれが監査を最終的に民衆の手に委ね、本来の目的を逸脱して政敵追放の手段として悪用されることもあったため、プラトンは最終的監査権を民衆の手から奪って、監査のために特別な機関を設置した。この監査官は役人の中の役人として(945C)、その選出には特別の配慮が払われた(945E~946C)。なぜなら、もし諸役人の執務監査が正しく行われぬならば、それは国家の統一を損ない、内乱を惹き起すもととなり、国家を急速に破滅させてしまうと考えられたからである(945D~E)。監査官はその職責の重要性に対応して、絶大な荣誉と充分な身分保障とが与えられている。五〇才以上で選出され七五才に至るまでとその任期は長く、全員アポロンに仕える神官として、在職中はアポロンとヘリオスの神域内に居住し、生前も死後も数々の荣誉を与えられ、その名は末永く記憶にとどめられる(946E~947E)。では監査はどのようにして行われ、また監査官がその絶大な権力——監査官は最高死刑を含む判決を下し得る——を悪用して偏向した監査を行う危険性に対して、どのような対策が講じられているのか。まず監査官の意見はすべて文書にしてアゴラーに掲示される。また監査をうけた役

人の中でその判決に不服なものは、監査官を選抜裁判官のもとにつれてゆき、もし彼がそこでも有罪とされたならば、先の判決の二倍の罰をうけなければならないが、もし無罪とされれば放免される。この場合誤った判決を示した監査官の責任はどうなるのか。もし誤審をうけた役人が無罪となったことに満足して、監査官の責任をそれ以上追求しないならば、監査官は責任を問われない。しかしもし当の役人が希望するならば、彼は監査官を告発することができる(946D)。しかもこの告発は、不当な判決をうけた本人に限らず、誰でも欲する者は監査官を告発し得るとされている(947E)。この、監査官に対する法廷は、護法官、現職および退職した監査官、および選抜裁判官から構成され、そこで有罪とされた監査官は罷免され一切の榮譽を奪われる。他方告発者は、この裁判においても五分の一以上の票を獲得し得ないと罰金を科せられる。

次に第三の点である護法官の問題に移る。かつてのアレイオス・パゴスをモデルにしているとされるこの官職が、プラトンにとっていかに重要視されているかは、それが『法律』の国の成立にあたって最初に選出され、その任務が以下に見るように国政全般にわたっていることから明らかである。その主なものを列挙すれば、(一)護法官はその名のとおり法律の番人であり、その第一の任務は、役人が与えられた法律にもとづいて忠実にその職務を遂行しているか否かを監督することにある。アテナイにおいては政務審議会の執行部が、それぞれの在任期間に一回ずつ主要民会において役人の執務ぶりに関して挙手による採決を行ったが(『アテナイ人の国制』第四章四節)、『法律』の国では護法官が常時役人の執務ぶりを監督する。では彼らは役人の不正を発見した場合、彼を罷免しあるいは罰金その他の刑罰を科する権限を与えられているのか。一般的に言って、この国ではすべての役人はその管轄する分野においてある程度の裁判権を持つから、護法官も彼らが他の役人と共同して、もしくは単独で行なうさまざまな分野の仕事に関して、自ら裁判を行う場合がある。しかし護法官の役人に対する監督権に関連して、彼らが自ら裁判を行った事例は一つもあげられていない。このことは彼らが役人の不正を発見した場合、法廷へ告発するか監査官に通報するにとどまり、彼ら自身直接に裁判を行うことはなかったとみてよからう。これは、護法官の役人に対する監査権が裁判権を伴なうとすれば、それは護法官の権限を過度に強大ならしめる結果となり、それを恐れての配慮とみられる。(二)この国の成立にあたって、立法者は最初からすべての法律を細部に至るまで完全なものとしてつくりあげてはいない。彼はある場合には単に輪郭だけを描いて、その肉付けは将来に残し、またある場合には一つの見本を示して、類似の場合については後からくるものたちの補足に委ねる。これらの場合には護法官が他の役人たちと共同して、最初の立法者の残した仕事を完成しなければならぬ(772A~D, 828B, 835A~B, 846B~C, 855D, 957A~B)。また最初の立法者がその法律

をできるだけ完全なものとしてつくっても、時の経過とともにつくられた法律が実地にあたって試されてみると、多くの改正すべき点が見出されることもある。この場合に護法官は、法律の番人であるだけでなく、法律の制定者ともなって、第二の法律をつくらなければならない(770A, 840E)。ではこの法律改正の仕事は、護法官に全権が委託されているであろうか。祭礼における供犠や歌舞の規則の改正に関して、すべての役人、すべての民衆、すべての神託の一致した承認が必要条件とされているが(772D)、もしこの必要条件が法律の改正一般に適用されるとすれば、この国では法律の改正は、民衆によって発議もしくは決定されるものではないが、少なくとも民衆による承認を必要とすることになる。(三)以上の二点につき、護法官が単独で、あるいは他の役人と共同して管理する実にはさまざまな仕事がある。その主なものをあげれば(1)選挙の管理(755E, 765A) (2)神官⁽¹³⁾とともに神事に関することの監督 (3)特にそのために選ばれた審査官とともに音楽詩歌の作品および作者の審査(801D, 829D) (4)国外旅行の認可や外国貿易の管理(847C~D, 951A~C) (5)市場保安官、都市保安官とともに市場の管理および経済活動全般にわたる監督(849E, 917E~918A, 920A~C) (6)家庭生活に関することの監督。(四)護法官が他の役人と同様、その管轄する分野においてある程度の裁判権を持つことは既に述べたが、それとは別に、彼らは国家におけるもつとも重大な裁判にかかわる裁判官でもある。これらの裁判とは(1)個人の登録財産を超えた不当利得に関する裁判(754D~E) (2)選抜裁判官による第三審の決定に対する異議申し立ての裁判(767E) (3)他の監査官および選抜裁判官とともに監査官に対する裁判(948A) (4)選抜裁判官とともに死刑が科せられるべき事件の裁判(885C) (5)裁判をうけたものがその判決を下した法廷の職務執行を妨害した場合の裁判(958C) (6)国家公共⁽¹⁵⁾に対する罪の裁判(767E)。

では以上みてきたように、立法、行政、司法の三権を掌握する護法官の絶大な権力に対して、プラトンはその濫用を防ぐためにどのような対策を講じているのであろうか。もちろん、この国ではすべての役人はその任期満了に際して職務監査をうけるという規定からすれば、護法官も当然監査をうけることが予想されるが、七〇才までというその長い任期の最後における監査だけでは不十分であることは言うまでもない。彼らが、単独で行動することも稀にはあるが(959E)、多くの場合グループとして行動することは(784B, 867E, 916C, 926C, 929E, 932B)権限の濫用を防ぐ役割を果すであろう。しかし選抜裁判官や監査官に対する告発の方法が明示されているように、護法官に対するそれも明示されているのであろうか。この点については、一つの具体的な場合が言及されている。すなわち孤児の後見に関して、監督の任にある護法官が孤児に関する法律に違反した場合には、孤児の後見人は彼を選抜裁判官の法廷へ告訴することができる⁽¹⁴⁾とされ、また孤児が成人に達してから、自分が護

法官によって不当な扱いをうけたと考えるなら、彼を告訴することができ、この訴えが認められれば、当の護法官は、それが不注意によると判定されれば罰金を、不当行為によると判定されれば罰金に加えて罷免されると規定されている(938B~D)。同様の告訴が護法官の他の分野での行為に関しても認められるとすれば、彼の権力濫用に対しては、選抜裁判官や監査官に対する場合と同様の歯どめがかけられていると言える。

最後にこのように強大で広汎な権限を持つ護法官の存在は、民会や政務審議会とどのような関係にあるのであろうか。アテナイにおいても將軍その他の専門職があり、これらは選挙によって選ばれ再選を妨げなかったが、一般には役人はくじによって選ばれ任期も一年であったから、そこでは強力な官僚の組織というものが育つ可能性は乏しく、民会においてさまざまな行政上の問題が実際に処理された。政務審議会は民会のためにあらかじめ審議し、民会は政務審議会によってあらかじめ審議され、その執行部が議題に上せたことでなければ決議することを許されなかった(『アテナイ人の国制』第四章四節)。だがこのために政務審議会が強力になりすぎて民会を支配し、それを名目的存在にしてしまうことはなかった。では『法律』の国において民会と政務審議会の役割、および両者の関係はどのようなものであるのか。『法律』において、民会と政務審議会、殊に民会についての記述は頗る乏しい。民会は法律に定められたものと緊急のものとがあり、その召集は政務審議会とその執行部によって行われ、上位二階級はこれに出席を義務づけられるが、その他の階級は、特に全市民の出席が命令された場合以外は任意であり(664A)、その主要な任務は役人の選出である。他方政務審議会の任務は、民会の召集、選挙の管理、外国からの使節の応待、国内からの陳情や報告の処理(758A~D, 953C)、第三法廷への傍聴(677E)、および他の役人たちと協力して常時国を守るやまごまの業務に従事することである。しかし『法律』の国では、アテナイと違い、いわば社会の縦糸として(734E~735A)、すぐれた素質に恵まれ、充分な教育をうけた優秀な役人が、それぞれの専門職に選出され、その任期も一年のものもあるが、二年さらにもっと長年にわたるものも多く、これらの役人は、一年交替でしかも多人数の政務審議会の議員よりも遙かに有能であると考えられる。殊に護法官はその多年の経験と叡知とに加えてその長い任期によって、行政全般にわたって国家の中核的役割を演じるから、この国では政務審議会の役割、同時に民会のそれも、アテナイの現状と比べてかなり縮小されたものと思わなければならない。民衆ではなく法律が主人であるこの国では、行政府としての権能は民会にはなく、法律の実行者である熟練した官僚の手に移され、民会はそれに対して単なる牽制の機関としての地位にとどまる。殊に次に述べる裁判制度の改革は民衆の手から裁判の最終的決定権を奪い、その力を大いに弱めたと言わなければならない。

法の支配する国において、第一に問題とすべきは法に従って國務を遂行する行政組織の問題であつたが、第二に問題にすべきは法が犯された場合にどうするかという裁判制度の問題である。いかなる国家も法廷がしかるべく構成されていなければ国家とはいえない(766D)のである。この国では、先に述べたように、それぞれの役人はその管轄する領域において裁判権を有する。彼らは刑事事件だけでなく市民相互の紛争に關しても、ある限度までは法廷に訴えることなく、自分たちで裁くことができるが、彼らの科することのできる刑罰には限度がある(761D~E, 764B~C, 846A~B)。しかし役人が裁判権を持つとき、その濫用の危険は当然予想されなければならない。『法律』の国ではこの公權力の濫用から國民を守るために次の三つの措置が講じられている。(一)役人から与えられた判決に不服なもの法廷に提訴することができる。しかもこの提訴は当の本人だけではなく、誰でも希望する者はこれをなし得る。さらに役人の不正は天下に公表される(761E~762B, 846B)。(二)護法官が法律の番人として常時役人の執務ぶりを監督する。(三)退官に際しての監査官による執務監査。

次に行政官に附随する裁判権とは別に、裁判制度「プロパー」について考察する。もちろんこの国においても、行政官から独立した専門職としての司法官は存在しない。たしかにソロンのヘーリアイアーの設定に始まる裁判権の民衆への移讓が、民主制の發達にとって大きな役割を果たしたことは歴史的事実であるが、民衆が裁判権を手にすることによって行政をも支配し、遂には民衆が僭主となるの弊害を生じるに至つたこともまた事実である。老大な数の無資格無能な裁判官から成る法廷では、充分な証拠調べも討議も一切不可能であつて、係争者たちはただひたすら感情に訴え、弁論の技巧を弄ぶのみであるし、多数の裁判官の無記名投票による判決は、彼らを全くの無責任者たちの集団とする。このような裁判の現状に対するプラトンの告発は『弁明』から『法律』に至るまで一貫して変らない。では『法律』において彼はどのような裁判制度の改革を提唱したか。改革の原則は以上の批判からおのずと明らかである。裁判が高度に専門的知識を必要とする仕事である以上、それは少数の専門家に委ねられなければならない。裁判官たるものは、生まれつきの能力に加えて、すぐれた教育と充分な経験とを積み、嚴重な審査を経ていなければならず(856C)、また彼らはずねに法律の研究に親しんでいなければならない(957B)。このような裁判官が時間をかけてゆつくりとたびたび審議を行うことによつて、双方の争点を明瞭にすること(766D~E, 855D~856A)が裁判には不可欠である。しかし陪審廷や民衆法廷に最終的決定を委ねる現状を拒否しても、彼は民衆の裁判への参加を拒否しはしない。むしろ裁判に参加する権利にあずからない者は、自分が國家の一員であると考えないが故に、すべての國民が裁判に参加することを求めるのが彼の信念である(768B)。

以上の諸原則に適うものとして提案されたのが、次に述べる三審制である。第一審（これはアテナイにおける仲裁々判（『アテナイ人の国制』第五三章二（六節）にならってつくられたものであるが、プラトンにおいては、仲裁人はアテナイにおけるようにくじによって選ばれるのではなく、当事者たちが自分たちで自分たちのために私的に仲裁人を選ぶ。仲裁人としては隣人や友人、もしくは争われている事柄をもっともよく知っている人、たとえば医学の知識を必要とする事件については医者を（916B）選ぶべきであり、この法廷がもっとも本来的意味での法廷とされる（766E～767B）。

第二審、第一審の判決に不服な者は第二審に持ちこむことができる。これは部族民法廷もしくは公共の法廷とよばれ、私的な訴訟にもできるだけすべての国民が関与すべきであるとの趣旨から設けられたものである（768B）。それは一〇の部族のそれぞれからくじによって選ばれた裁判官から構成されるが（956C）、どちらも民衆の声を代表するものである。以上の第一、第二審は細部の相違はあるにしても、大筋においてはアテナイの制度をうけ入れたものであるが、アテナイの陪審廷が控訴を許さない最終審であるのに対し、プラトンの部族民法廷は上告可能である。すなわち二審の判決に不服な者は選抜裁判官に上告することができる（767A, 956D）。この選抜裁判官はプラトンの裁判制度改革の中核をなすものであり、裁判を無知な大衆の手から専門の識見をそなえた少数者の手に移し、徹底的な審議をつくすべしとする、彼の改革の意図を十分に満足させるものであり、この裁判は公開であり、政務審議会議員および他のすべての役人には傍聴の義務がある。この法廷は人間の能力の許すかぎり、外からの圧力に左右されることがもっとも少ないようにつくられているとプラトンは自負する（768B～C）。しかし人間の能力には限度がある。この最終審においてなお不服なものさらにはさらに護法官のもとへ提訴する道が開かれている。そしてもし選抜裁判官の判決が不当だと認められれば、彼は被害者に対して賠償し、その上他の裁判官が適当と認める罰を加重される（767E）。

以上は私的訴訟についてであるが、これと区別されて国家公共に対する罪に関する裁判がある。この裁判には一般大衆が参加することが必要とされる。誰かが国家に対して不正を行なった場合、被害をうけるのは国民すべてであるから（767E～768A）。このような裁判は往々にして高度に政治的裁判になり勝ちであり、またデマゴグの跳梁する危険が大きい。これに対する一つの歯どめとして、プラトンはこの種の裁判の初めと終りを民衆に委ねながら、その中間の審理は原告、被告双方が同意する三人の最高の役人の前で行われるものとする。ではこの裁判は

一回限りの、上告を認めないものであろうか。プラトンは以上の私的と公的裁判の他に、もう一つ死刑が科せられるべき事柄についての裁判を区別して述べており、その構成は第三審を構成する選抜裁判官に護法官が加わったものとする(855C)。この種の裁判は私的訴訟にかかわる場合もあるわけだが、それと先に述べた三審制との関係については何も語られていない。死刑が科せられるような重罪の場合に限り、通例の第三法廷に代って、護法官の加わった法廷において裁くべきだというのであろうか。また死刑が科せられる犯罪の多くは国家公共に対する罪であるが、その場合最初からこの重罪裁判に委ねられるのか、あるいは先の民衆による裁判(767E)を第一審とし、この重罪裁判は上告審とみるべきなのか。この点も明瞭ではない。プラトン自身これらの曖昧さに気づいており、国家公共に対して犯される罪を扱う法廷については、諸国の既存の制度を参考にしながら、護法官が適当な制度を設けるべきであるとしている。(957A~B)

以上が『法律』の国の裁判制度の概要であるが、民衆が僭主的勢力を持つに至ったアテナイの現状にどのように対処するかが、プラトンに課せられた司法制度改革の課題であった。彼は民衆の裁判参加という民主制の原則を貫きながら、民衆から裁判の最終決定権を奪い、それを選抜裁判官と護法官との手に帰した。他方民衆の権利を擁護するために、役人の判決に対する異議の申し立てと上級裁判所への控訴の制度をつくった。しかしプラトンの改革は、モンテスキューが自由にとって必須の条件とした(『法の本質』第一巻六章)司法権の行政権からの独立には遂に至らなかった。殊に国家に対する反逆罪を裁くものが選抜裁判官と護法官から成る法廷であること、すなわち国家体制のまさに要としての勢力であることは、反逆罪でつちあげの危険を多分に蔵するものであると言わなければならない。プラトンはこの危険に気付いていなかったであろうか。彼に与えられた現実が役人の権力集中に伴う専制化の危険よりも、むしろ民衆の権力集中に伴う民主制の墮落であったことを思えば、これは当然の帰結であったとも考えられる。

人間たるにふさわしい魂の徳をそなえることによって善き人となること、それが唯一の目的である、とアテナイからの客人は言う(770D)。そしてわれわれはこの魂の徳を育てるための国家の建設を、自由をめぐる制度の問題として考察してきた。最後に、『法律』の最後に語られている夜明け前の会議について一言しよう。それはこの国の建設にあたっての立法者の役割をうけつぐものとして、この国における哲学的知性を代表する。その構成員は護法官のうち年長者一〇名、監査官、現在およびかつての教育監⁽⁹⁾(951D~E, 961A~B)であり、彼らはそれぞれ三〇才から四〇才までの若者を一名ずつ伴う。この会議の任務は国家全体のいわば錨として(961C) 国の法律の保全をめざすものであり、それ

はいったんできあがった法律をひたすら固守することを意味するのではなく、つねに当初の立法の精神に立ちかえり、法律がその本来のあり方から逸脱することのないように監視の眼をひからせ、必要に応じて改正および運用にあたっての配慮を行うことを意味する。この任務を遂行するためには、自国の法律の考察だけでなく、諸外国の法律との比較研究、さらに法の本質についての理解を深めるための諸学問の研究が必須である。従ってこの会議は研究と将来の指導者の養成のための機関であって、この会議自身が直接行政や司法に関与する法的権限を持たたり、法律の改正を提案したりするわけではない。もちろんこの会議の構成員が同時に国家の中枢に位置する最高の役人であることは、ここでの研究の成果が当然国政に反映されることを意味してはいるが。また若き後継者の養成といっても、役人はすべて国民によって選出されるこの国において、この会議に列挙したことが後継者としての地位を約束するわけでもない。プラトンは決して『法律』の最後において、いわば哲学者の集団としてのこの会議を設定し、それに統治権を与えることによって、法の支配をくつがえして哲学の支配を回復しようとしているのではない。そうではなく、法の支配が本来の意味における法の支配であるためには、つねにこのような、たえざる法の研究を仕事とする機関が、国家のいわば頭脳として存在していなければならないとしているのである。換言すれば、法の支配が哲学の支配に対立するものではなく、ヌースの支配であるためには、法はつねに開かれた体系でなければならぬ。問題は国家の支配的地位にある役人から成るこの会議が、ある特定の国家目的に奉仕することなく、いかなる権力にも拘束されない真に自由な探究の機関でありつつづけることが、いかにして可能であるかということである。

(1) 『法律』の参照箇所はページ数のみを記す。

(2) ここで審判官と訳している *dōroberōs* を、*epitōs* と區別して音楽や体育競技の運営にあたるもの (*epitōrōtōs* の意) とする解釈もあるが、その選出にあたって特に専門的能力が問題にされることから、運営にあたるだけでなく審判官 (*diaktes*) でもあると解する。

(3) この国では分配地の評価額を最低限として、その四倍までの財産を持つことが許され、それぞれの財産の額に従って第一(最高)階級から第四階級までに分けられる。

(4) *hōkōrōtōs* という言葉をプラトンはあらかじめ候補者を選ぶというアリストテレスの意味に用いている場合 (753D, 946A) と単に選出するという意味に用いている場合 (765E) とがある。また *hōkōrōtōs* の前者の意味にあたる言葉としては、他に *proaropēsiōs* (759E), *ektēreōs* (756E) をも用いる。

- (5) 地方保安官の選出については特に記されていないが、他の保安官のそれに準じて考えてよいであろう。ただし地方保安官は各部族別に選出される。
- (6) 第一日、第二日の第一階級、第二階級からの指名には全市民が参加するが、第三日の第三階級からのそれには第四階級は、第四日の第四階級からのそれには第三、第四階級は欠席することも可能である。
- (7) 護法官の選出方法に関してはテキストからんで問題がある。岩波版プラトン全集第一三巻『法律』補注参照。
- (8) もし選ばれた候補者の数が奇数ならば最少の得票数を得た一人を除いて二分する。また当落線上に同点のものが何人もいる場合には年の若い順に削ることによって半数とする。
- (9) 教育監は政務審議会とその執行部を除く全役人が護法官の中から無記名投票によって一名を選び、その資格審査は護法官を除く選挙母体たる全役人が行う。(766B～C)
- (10) これは建国当初の特別な場合であるが、護法官の選挙にあたって、クノソス人と入植者の双方から一〇〇名ずつを選んで選挙管理委員会を組織し、彼らが選挙ならびに資格審査を行う(754C～D)
- (11) 選拔裁判官は毎年全役人がそれぞれの役職から最善と目する一名ずつを選び、選んだ人々自身によって資格審査が行われる。(767C～D)
- (12) アテナイの執務監査は政務審議会から選ばれた十人ずつの会計検査官と執務監査官とによって行われるが、最終的決定権は陪審院にあった。(「アテナイ人の国制」第四八章三～五節)
- (13) たとえば祭典曆をつくり、それぞれの祭典における供儀、歌舞、音楽の競演等の管理を行う(722A, 816C, 828B～C, 835A)また定められたもの以外の歌や踊りを導入する者を祭礼から追放し、これに従わない者は不敬罪で告発する。(799B, 800A)
- (14) たとえば、孤児の養育(924B～C, 926C～E, 927C～D, 928A～D)冠婚葬祭の監督(775B, 959D～960A)家庭内の紛争の調停、夫婦生活の監督および離婚、再婚の世話(784B～C, 929E)親子関係の調停(929E, 932B)奴隷と自由民とのあいだの子供の処置(930E)相続(877D, 878A)等。
- (15) この裁判の初めと終りは民衆の手に委ねられるが、中間の審理は被告原告双方が同意する三人の最高の役人の前で行われるとある。この最高の役人が誰を指すかは明らかでないが、護法官を指すか、あるいは少くともその中に護法官が含まれることは可能であると考えて、これも護法官の任務のうちに加えておく。
- (16) 夜明け前の会議の構成員に関しては951D～Eと961A～Bとの記述に若干の相違がみられる。すなわち後者では教育監が含まれていない。この点については書きおとしとみるべきか。また諸外国における法律制度研究のために海外旅行をした者がこの会議に加わるべきだとされているが、それは正式の構成員とみるよりもそのときどきに報告のために出席するものとみるべきであろう。

(17) この学問としては『国家』第七卷における哲学の予備学としての数論、平面・立体幾何学、天文学、音楽理論と、ディアレクテイケー、さらに魂についての理論と神学とが加えられる。